

6 林政政第 671 号
令和 7 年 3 月 27 日

各森林管理局総務企画部長 }
森林技術総合研修所長 } (別記参照) 殿

林政課長

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表の取扱いについて」の一部改正について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 28 日付け 24 林国管第 180 号林政課長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、特段の御配慮をお願いする。

なお、森林管理局においては、貴管下関係機関に対して、貴職から通知願いたい。

(別記)

北海道森林管理局総務企画部長
東北森林管理局総務企画部長
関東森林管理局総務企画部長
中部森林管理局総務企画部長
近畿中国森林管理局総務企画部長
四国森林管理局総務企画部長
九州森林管理局総務企画部長
森林技術総合研修所長

(担当 : 林政課会計経理第 1 班支出負担行為第 2 係)

【別紙】

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表の取扱いについて（平成 25 年 3 月 28 日付け 24 林国管第 180 号管理課長通知）の一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行																				
<p>2 発注の見通しに関する事項 (1) ・ (2) (略) (3) 発注規模（概算金額）の公表については、下表に示す表示区分によるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th style="text-align: center;">発注規模の表示区分（工事関係）</th> </tr> <tr> <td><u>1.4 千万円</u>未満</td> </tr> <tr> <td><u>1.4 千万円～5 千万円</u>未満</td> </tr> <tr> <td><u>5 千万円～1 億円</u>未満</td> </tr> <tr> <td>1 億円～1.5 億円未満</td> </tr> <tr> <td>以降 5 千万円単位で記載</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th style="text-align: center;">発注規模の表示区分（測量・建設コンサルタント等業務関係）</th> </tr> <tr> <td>300 万円未満</td> </tr> <tr> <td>300 万円～1 千万円未満</td> </tr> <tr> <td>1 千万円以上</td> </tr> </table>	発注規模の表示区分（工事関係）	<u>1.4 千万円</u> 未満	<u>1.4 千万円～5 千万円</u> 未満	<u>5 千万円～1 億円</u> 未満	1 億円～1.5 億円未満	以降 5 千万円単位で記載	発注規模の表示区分（測量・建設コンサルタント等業務関係）	300 万円未満	300 万円～1 千万円未満	1 千万円以上	<p>2 発注の見通しに関する事項 (1) ・ (2) (略) (3) 発注規模（概算金額）の公表については、下表に示す表示区分によるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th style="text-align: center;">発注規模の表示区分（工事関係）</th> </tr> <tr> <td><u>1.2 千万円</u>未満</td> </tr> <tr> <td><u>1.2 千万円～4 千万円</u>未満</td> </tr> <tr> <td><u>4 千万円～1 億円</u>未満</td> </tr> <tr> <td>1 億円～1.5 億円未満</td> </tr> <tr> <td>以降 5 千万円単位で記載</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th style="text-align: center;">発注規模の表示区分（測量・建設コンサルタント等業務関係）</th> </tr> <tr> <td>300 万円未満</td> </tr> <tr> <td>300 万円～1 千万円未満</td> </tr> <tr> <td>1 千万円以上</td> </tr> </table>	発注規模の表示区分（工事関係）	<u>1.2 千万円</u> 未満	<u>1.2 千万円～4 千万円</u> 未満	<u>4 千万円～1 億円</u> 未満	1 億円～1.5 億円未満	以降 5 千万円単位で記載	発注規模の表示区分（測量・建設コンサルタント等業務関係）	300 万円未満	300 万円～1 千万円未満	1 千万円以上
発注規模の表示区分（工事関係）																					
<u>1.4 千万円</u> 未満																					
<u>1.4 千万円～5 千万円</u> 未満																					
<u>5 千万円～1 億円</u> 未満																					
1 億円～1.5 億円未満																					
以降 5 千万円単位で記載																					
発注規模の表示区分（測量・建設コンサルタント等業務関係）																					
300 万円未満																					
300 万円～1 千万円未満																					
1 千万円以上																					
発注規模の表示区分（工事関係）																					
<u>1.2 千万円</u> 未満																					
<u>1.2 千万円～4 千万円</u> 未満																					
<u>4 千万円～1 億円</u> 未満																					
1 億円～1.5 億円未満																					
以降 5 千万円単位で記載																					
発注規模の表示区分（測量・建設コンサルタント等業務関係）																					
300 万円未満																					
300 万円～1 千万円未満																					
1 千万円以上																					

附 則
この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。